

## ケアホームせとうち（共同生活援助）運営規程

### （目的）

第 1 条 社会福祉法人瀬戸内福祉事業会が設置経営するケアホームせとうち（以下「事業所」という。）において実施する指定障害福祉サービスの指定共同生活援助（介護サービス包括型）（以下共同生活援助」という。）の適正な運営を確保するために、必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、共同生活援助の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な共同生活援助の提供を確保することを目的とする。

### （運営方針）

第 2 条 事業所が実施する事業は、利用者が自立を目指し、地域において共同して自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、共同生活住居において、食事などの介護、相談その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものとする。

2 共同生活援助の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、利用者の所在する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者その他福祉サービスまたは医療サービスを提供するものとの密接な連携に努めるものとする。

3 前 2 項のほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下障害者総合支援法とする）及び「倉敷市障がい者福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 24 年 12 月 19 日条例第 54 号）」に定める内容のほか、その他関係法令を遵守し、事業を実施するものとする。

### （虐待防止に関する事項）

第 3 条 事業者は、利用者の人権擁護・虐待の防止等のため、責任者を設置するなど必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めるものとする。

2 虐待を受けたと思われる利用者等を発見した場合は、自治体への速やかな通報及び自治体が行う調査への協力を行う。

### （事業所の名称等）

第 4 条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1)名称 ケアホームせとうち

(2)所在地 倉敷市連島町鶴新田 5 3 0 番地 2

### （共同生活住居の位置）

第 5 条 事業の所在地は、次のとおりとする。

かがやきホーム(男性) 岡山県倉敷市連島中央 3—14—3

きらめきホーム(男性) 岡山県倉敷市連島中央 3—7—29

|             |                   |
|-------------|-------------------|
| たんぽぽホーム（女性） | 岡山県倉敷市連島 2-4-14   |
| あじさいホーム（女性） | 岡山県倉敷市連島中央 3-14-3 |
| 若草ホームⅠ（男性）  | 岡山県倉敷市連島 2-3-6    |
| 若草ホームⅡ（女性）  | 岡山県倉敷市連島 2-3-6    |

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第 6 条 事業所における職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

（1）管理者 1 名

管理者は、事業の職員の管理及び業務の管理その他の管理を一元的に行う。

（2）サービス管理責任者 2 名

サービス管理責任者は、利用の申し込みや退去後の生活など利用者の状況を勘案し、適切な調整を行う。また利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討し、他事業所との連携及び調整並びに余暇活動について等必要な支援を行う。

他の従業者に対する技術指導または助言を行うこと。また衛生管理についても適切な措置を講じる。

（3）生活支援員 指定基準や報酬算定上の配置基準以上

生活支援員は、世話人と連携しつつ利用者の入浴、排泄や食事などの介護、相談及びその他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行う。

（4）世話人 常勤換算法で利用者の数を 5 で除して得た数以上

世話人は、利用者の入浴、排泄や食事などの介護、相談及びその他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行う。

（5）夜間支援体制職員 2 人以上

（入居定員）

第 7 条 事業所の入居定員は、35 人とする。各住居の定員は次のとおりとする。

|             |     |
|-------------|-----|
| かがやきホーム(男性) | 4 名 |
| きらめきホーム(男性) | 4 名 |
| たんぽぽホーム（女性） | 5 名 |
| あじさいホーム（女性） | 4 名 |
| 若草ホームⅠ（男性）  | 9 名 |
| 若草ホームⅡ（女性）  | 9 名 |

（共同生活援助を提供する主たる対象者）

第 8 条 事業所において共同生活援助を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

知的障害者

（共同生活援助の内容）

第 9 条 事業所で行う共同生活援助の内容は、次のとおりとする。

- （1）利用者及びその家族への相談、必要な助言その他の援助。

- (2)日常生活における適切な習慣と、社会生活への適応性を高めるための援助並びに余暇活動の支援等。
- (3)入浴、排泄などの介護の提供。
- (4)食事の提供（地域で生産された旬の食材を活用し、季節、行事等に応じた食事を提供するように努める）
- (5)利用者の健康・衛生管理。
- (6)就労している職場、他事業所等との連携及び調整。
- (7)日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続き等。（利用者等が困難な場合）
- (8)利用者の家族等との連携
- (9)夜間支援体制職員は、夜間勤務形態において必要な支援を行う。

(利用者から受領する費用の額等)

第 10 条 共同生活援助を提供した際は、支給決定障害者から当該共同生活援助に関わる利用者負担額の支払いを受けるものとする。

- 2 法定代理受領を伴わない共同生活援助を提供した際は、支給決定障害者から法の規定に基づき算定された介護給付費の額に 90 分の 100 を乗じて得た額の支払いを受けるものとする。

- 3 次に定める費用については、実費を翌月に請求し、領収するものとする。

(1)かがやきホーム 家賃月額 28,000 円 光熱水費月額 7,500 円  
食材料費 1 食当たり朝 150 円 夕 350 円 共同日用品費 1,000 円

(2) { きらめきホーム } 家賃月額 25,000 円 光熱水費月額 7,500 円  
 { あじさいホーム } 食材料費 1 食当たり朝 150 円 夕 350 円 共同日用品費 1,000 円

(3)たんぼぼホーム 家賃月額 27,000 円 光熱水費月額 7,500 円  
食材料費 1 食当たり朝 150 円 夕 350 円 共同日用品費 1,000 円

(4)若草ホームⅠ・Ⅱ家賃月額 30,000 円 光熱水費月額 9,000 円  
食材料費 1 食当たり朝 150 円 夕 350 円 共同日用品費 1,000 円

- 4 前項の費用の額に関わるサービスの提供に当たっては、あらかじめ支給決定障害者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者の同意を得るものとする。
- 5 第 2 項に規定する額の支払いを受けたときは、当該費用に関わる領収書は当該費用を支払った支給決定障害者に対し交付するものとする。
- 6 第 3 項に規定する額を徴収・精算したときには、現に要した費用に関わる証拠書類に基づき支給決定障害者に対して負担を求めることとなった金額及びその内訳を記載した書類並びに領収書を、当該費用を支払った支給決定障害者に対し交付するものとする。

- 7 利用者の生活上の便宜のため、『利用者金銭・書類管理規程』を定め、サービス料金等の金銭支払の利便化を図る。

(事業者の損害賠償)

第 11 条 利用者に対する事業者のサービス提供により、事業者の責任と認められる事故が発生した場合は、速やかに損害賠償に応じる。

(利用に当たっての留意事項)

第 12 条 利用者が故意又は過失により事業に損害を与えた場合は、利用者及びその家族、後見人等と事業者が協議して決定する。

(利用者負担額等に係る管理)

第 13 条 事業所は、支給決定障害者が同一の月に共同生活援助以外の指定障害福祉サービス等を受けたときは、利用者負担額等合計額を算定しなければならない。この場合において、利用者負担額等合計額が負担上限月額又は高額障害福祉サービス費算定基準額を超えるときは、事業者は、当該指定障害福祉サービス等の状況を確認の上、利用者負担等合計額を市町村に報告するとともに、支給決定障害者等に通知しなければならない。

(緊急時における対応方法)

第 14 条 現に共同生活援助の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じた場合その他必要な場合は、速やかに事業所が定める協力医療機関又は利用者の主治医へ連絡する等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

- 2 協力医療機関又は利用者の主治医への連絡等が困難な場合には、他の医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。
- 3 前項の他、その必要が生じた場合は速やかに家族、後見人等に連絡を行うとともに必要な措置を講ずるものとする。

(非常災害対策)

第 15 条 事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、利用者の状態及び地域の自然的社会的条件を踏まえ、想定される非常災害の種類ごとにその規模及び被害の程度に応じた当該非常災害への対応に関する具体的計画を策定するとともに、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に管理者、従業者及び職員に周知させることとする。

- 2 事業所は、非常災害に備えるため定期的に避難、救出その他必要な訓練を、その実効性を確保しつつ行い、利用者及び職員に対して防災意識の高揚とその対処の習慣化を図るものとする。

(表簿の整備)

第 16 条 事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸表簿を整備しておくこととする。また利用者に対する共同生活援助の提供に関する諸記録を整備するとともに、共同生活介助のサービスを提供した日から 5 年間保存するものとする。

(秘密保持)

第 17 条 職員は、その業務上知り得た利用者及びその家族、後見人等の秘密を保持するものとする。

- 2 職員であった者が職員でなくなった後においても、業務上知り得た利用者及びその家族、後見人等の秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約にて行うものとする。

(苦情解決)

第 18 条 提供した共同生活援助に関する利用者等からの苦情があった場合には、迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置し、速やかに事実関係を調査し、その処置については速やかに利用者等に報告するものとする。

- 2 提供した共同生活援助に関し、法により市町村が、また、法の規定により県知事又は市町村長が行う報告もしくは文書その他の物件の提出もしくは提示の命令、又は当該職員からの質問もしくは指定共同生活援助事業所の設備もしくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者等からの苦情に対して市町村又は県知事及び市町村長が行う調査に協力するとともに、市町村又は県知事及び市町村長から指導又は助言を受けた場合は当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

- 3 社会福祉法第 83 条に規定する運営適正化委員会が同法第 85 条の規定により行う調査又は斡旋にできる限り協力するものとする。

(身元引受人)

第 19 条 事業者は、利用者に対し身元引受人を求める場合がある。ただし、利用者に身元引受人をたてることができない相当の理由がある場合は、その限りではない。

- 2 身元引受人の責任については、契約書に基づくそれに関する事項とする。

(その他運営に関する重要事項)

第 20 条 事業者との契約に関しては、契約書の各事項に基づいて行うものとする。

- 2 事業者は、職員の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設け、業務体制を整備するものとする。

- (1) 新任研修 職員としての基本的な職務や支援技術について学ぶ。
- (2) 1 年研修 他施設の見学や上司と職務遂行上の総括をする。
- (3) 1 年以上研修 全職員個人毎に 1 年間の研修計画を立て自己研修をする。
- (4) 全体研修 外部の講師を招いての研修や関係団体の研修に積極的に参加する。

- (5) 職員研修 職務の必要により、他施設の視察、各種研修会に参加する。
- 3 事業者は、法の規定する指定障害福祉サービス事業者に対して、利用者などに関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者等の同意を得るものとする。
- 4 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は、社会福祉法人瀬戸内福祉事業会と事業の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

#### 附 則

この規程は、平成 18 年 10 月 1 日から実施する。

指定知的障害者地域生活援助瀬戸内学園運営規程は、平成 18 年 9 月 30 日をもって廃止する。

平成 20 年 3 月 4 日一部改正

平成 21 年 3 月 6 日一部改正

平成 21 年 10 月 1 日一部改正

平成 22 年 4 月 1 日一部改正

平成 23 年 4 月 1 日一部改正

平成 25 年 5 月 28 日一部改正

平成 26 年 4 月 1 日一部改正

平成 27 年 10 月 7 日一部改正

令和 2 年 6 月 1 日一部改正